

「中心市街地活性化基本計画」総理大臣認定について(概要) 令和8年3月内閣府

- 「中心市街地の活性化に関する法律」に基づき、中心市街地における都市機能の増進、経済活力の向上を推進
- 市町村が、商工会議所等で構成される協議会と連携し、基本計画を作成。国の認定を受けた計画に対し、関係府省庁が連携して重点的に支援

市町村
(計画作成)

申請

内閣総理大臣による計画認定 (内閣府)

認定

中心市街地活性化基本計画 (計画期間は概ね5年以内)

- 基本的な方針
- 位置及び区域
- 目標・定量的な目標指標
- 中心市街地活性化のための事業
 - (1) 市街地の整備改善
 - (2) 都市福利施設の整備
 - (3) 街なか居住の推進
 - (4) 経済活力の向上
 - (5) 公共交通機関の利便性増進等
- 推進体制 など

支援

関係府省庁によるハード・ソフト事業支援

連携して
作成

地域の多様な
主体の参画

中心市街地活性化協議会

- ・ 商工会議所、商工会、まちづくり会社
- ・ 地域住民、大学、金融機関
- ・ 民間事業者、公共交通機関
- ・ 地域メディア、市町村 など

国土交通省

暮らし・にぎわい再生事業



<出島メッセ長崎(長崎市)>

都市機能のまちなか立地、空きビルの再生、多目的広場等の整備等を総合的に支援

経済産業省

大規模小売店舗立地法の特例



<プレミアムショッピングタウン256(山形市)>

新設又は変更の届出、説明会の開催、住民等の意見聴取、都道府県等の意見手続などを適用除外

総務省

中心市街地再活性化特別対策事業 中心市街地活性化ソフト事業



<川西市コミュニティパーク整備事業(左)・大垣市中心市街地リフレッシュサポート事業(右)>

中心市街地再活性化のために行う
ハード・ソフト事業を支援

内閣官房／内閣府

地域未来交付金事業



<スタートアップ支援拠点の整備(左)・温泉施設等観光拠点の整備(右)>

申請可能事業数の上限を2件超える申請が可能
+採択において一定の考慮